

大内臨時学級運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山口市（以下「本市」という。）で実施している放課後児童健全育成事業は、小学校の放課後や長期休業期間中に、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としており、常に保育の質の向上と運営の安定化を図らなければならないものである。

本要領は、本市が実施する大内臨時学級運営業務委託事業者をプロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

大内臨時学級運営業務委託

(2) 業務内容

別添「大内臨時学級運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

①準備期間 契約締結の日（令和6年5月予定）から令和6年7月21日まで

②委託期間 令和6年7月22日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額（別紙1参照）

総額86,860,000円以内とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

令和6年度 24,420,000円

令和7年度 31,220,000円

令和8年度 31,220,000円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれも満たす法人その他の団体であること。

(1) 市内に事務所、事業所等を有している、又は令和6年7月21日までに山口市内に事務所、事業所等を設置する予定があること。（設置地域の地縁団体等で構成される団体を除く。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(3) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと

(4) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和6年4月17日）から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと

(5) 市民税、法人税等を滞納していないこと

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

4 選定スケジュール(予定)

実施要領等の公表	令和6年4月 1日(月)
質問の受付期間	令和6年4月 1日(月) ~ 4月 8日(月)
質問に対する回答期限	令和6年4月15日(月)
参加意向申出書提出期間	令和6年4月 1日(月) ~ 4月17日(水)
企画提案書の提出要請	令和6年4月18日(木)
企画提案書の受付期間	令和6年4月18日(木) ~ 4月30日(火)
プレゼンテーション【評価】	令和6年5月上旬 予定
選定結果通知	令和6年5月中旬 予定

※契約については、令和6年5月中旬以降を予定。

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類：参加意向申出書(様式第1号) 1部
市税に滞納がないことの証明 1部
※市内に事業所を有していない場合は、法人税、事業税、消費税、地方税の滞納のない証明書を添付。
法人登記簿謄本(法人格のない地縁団体の場合は役員名簿) 1部
定款(法人格のない地縁団体の場合は規約等) 1部
- (2) 提出方法：持参又は郵送(提出期限内必着)
- (3) 提出期限：令和6年4月17日(水)午後5時まで
持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。
- (4) 提出先：山口市こども未来部こども未来課

6 質問及びそれに対する回答

- (1) 質問の提出方法(電子メールのみ受付)
 - ア 提出書類：質問書(様式第2号)
 - イ 提出方法：質問書を電子メールで送信(受信確認を行ってください。)
 - ウ 受付期限：令和6年4月8日(月)午後5時まで(必着)
 - エ 提出先：山口市こども未来部こども未来課
kodomo@city.yamaguchi.lg.jp
- (2) 質問に対する回答方法
質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和6年4月15日(月)までに本市の公式ウェブサイトで公表する。
ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

7 企画提案書等の提出要請

- (1) 参加意向申出書提出者について、本実施要領3に規定する参加資格を確認し、その結果を令和6年4月18日（木）に参加意向申出書提出者に通知する。
- (2) 参加資格確認の結果、参加資格を有すると認められた者に対しては、企画提案書等の提出の要請を行う。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号及び任意様式）

企画提案書について、様式第3号に提案内容を記載した任意様式を添付して提出すること。提案内容は、仕様書及び別表「大内臨時学級運営業務 企画提案書 評価基準」を踏まえ、別表評価基準の項目（2の①～⑨及び3の①～⑥）に沿って作成すること。なお、企画提案書は、原則としてA4版で作成し、常識的なページ数（20～30ページ程度）とすること。

イ 直近3事業年度の財務諸表（法人格のない地縁団体が財務諸表を作成していない場合は、団体の決算書及び会計監査報告の写し）

ウ 見積書（様式第4号）

- ① 運営開始時に必要な家具・家電類（テレビ、机、事務用デスク等）は市で調達するため、見積もりに含めないこと。
- ② 建物賃借料は市が支払うため、見積もりに含めないこと。
- ③ 光熱水費は、予測が困難なため、今回は次の仮定で見積もること。
令和6年度 270万円（年額）
令和7年度・令和8年度 320万円（年額）
- ④ 入級申込者数等について各年度で増減が想定されるが、今回は次の仮定で見積もること。
 - a 入級児童数（定員）
 - b 配慮が必要な児童に対する追加配置職員数（加配職員）
 - c 開所時間

年度	学級	定員 (a)	加配職員 (b)	時間 (c)	時間（内訳）	
					平日	土曜日
令和6年度	通年学級	60人	2人	1562.5時間	平日	1163.5時間
					土曜日	399時間
	長期のみ開設学級	40人	2人	517時間	平日	433時間
					土曜日	84時間
令和7・8年度	通年学級	60人	2人	2015.5時間	平日	1490.5時間
					土曜日	525時間
	長期のみ開設学級	60人	2人	580時間	平日	485.5
					土曜日	94.5時間

※土曜日は支援の単位を1として見積もること。

エ 見積書の積算内訳

各年度の内訳及び項目ごとの内訳が分かるよう作成すること。

(2) 書類作成上の留意事項

ア A4判、両面印刷を原則とする。ただし、資料の都合上、部分的にA3判を利用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

イ 内容は、正確かつ簡潔にまとめるよう注意すること。

ウ 提出書類は、上記(1)のア～エの順番に並べてA4判のフラットファイルに綴じ、インデックスを貼り提出すること。

(3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表面に「山口市放課後児童クラブ 大内臨時学級運営業務委託」と朱書きの上、到着の確認をすること。）

(4) 提出期限：令和6年4月30日（火）午後5時まで

持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。

(5) 提出先：山口市こども未来部こども未来課

(6) 提出部数：正本1部、副本8部

(7) その他

参加意向申出書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

9 事業者の選定

(1) プレゼンテーション【評価】

ア 実施日時：令和6年5月上旬（予定）

※実施日は確定次第市公式ウェブサイトで公表する。時間については、別途応募者に通知する。

イ 実施場所：別途応募者に通知する。

ウ 実施時間：35分以内（提案説明20分以内、質疑応答15分以内）

エ 出席者：3名以内

オ 準備物：プレゼンテーションでプロジェクター等を使用する場合は、パソコン及び接続ケーブルは提案者で準備すること（プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。）。また、プロジェクター等を使用する旨を事前に所管課に連絡すること。

カ 選定方法

評価委員会は、委託料上限額の範囲内で、別表「大内臨時学級運営業務 企画提案書評価基準」に基づき評価した結果、各評価委員の得点の合計点の6割以上の評価を得た提案者のうち、合計点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。合計点が最も高い提案者が複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、次の順で受託候補者を選定する。

① 評価項目「提案内容」の合計点が高い提案者。

② 評価項目「提案内容」のうち評価基準「年間を通して児童の遊びと生活の場として適切な提案か。」及び「支援が必要な児童の受入、対応は適切に行えるか。」の合計点が高い提案者。

③ 評価項目「実施体制」の合計点が高い提案者。

④ 以上においても同点の場合は、評価委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

評価委員会による評価結果について、審査委員会の審査を経て、最終的に受託候補者を特定する。

審査結果通知は、プレゼンテーションを行った全事業者に書面及び電子メールで行う。また、審査結果については、市公式ウェブサイトでも公表を行う。結果通知の内容に対する異議申し立てには一切応じない。

キ その他

- ① プレゼンテーションは、原則として企画提案書の受付順に行う。
- ② プレゼンテーションは、企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。
- ③ 事業者による会場内での録音・録画は認めない。

10 契約の締結

9で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) 見積書の金額が上限を超える場合
- (6) プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合（ただし、やむを得ないと認められる場合を除く。）
- (7) その他審査委員会において不相当と認められた場合

12 その他留意事項

- (1) 提案者は、プロポーザル参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 一の提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (5) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。ただし、個人情報のほか提案者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより提案者に不利益を与える恐れがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しない。この場合、公開することにより提案者に不利益を与えるおそれがある情報については、提案者の意見を聴いて公開の可否を判断する。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指

名停止措置を行うことがある。

13 所管課（問い合わせ先）

山口市子ども未来部子ども未来課

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2756

FAX 番号：083-934-4147

E-mail：kodomocity.yamaguchi.lg.jp

別紙1 委託料上限額の積算について

3年間の委託料上限額 86,860,000円

(参考) 1年度あたりの積算内容

通年学級

	項目	令和6年度 (7月から開設)	令和7・8年度	説明
		金額(円)	金額(円)	
人件費	支援員・補助員人件費	12,500,000	32,400,000	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の定めるところにより、支援の単位が2の本施設では4人以上の配置が必要。 土曜日は支援の単位が1(2人配置)を想定。 長期休業中等で午前中から開所する日については、職員の交代に伴う引継ぎ 都道府県知事、指定都市市長が実施する研修を修了した放課後児童クラブ支援員に対して支給する 放課後児童クラブに勤務する者(事務員等含む)で、就業規則等で定めた常勤1か月あたりの勤務に対し、補助単価を乗じたもので計算 職員の有給休暇等の際の代替職員人件費 障がい児受入れにあたって、必要に応じ職員を追加配置。 2人の受け入れを想定。
	時間外人件費			
	引継ぎ加算			
	賃金改善手当			
	処遇改善手当			
	代替職員賃金			
	障がい児受入人件費			
	社会保険料等			
運営費	光熱水費	2,700,000	6,400,000	電気、上下水道、ガス代
	事務・事業費	4,880,000	11,700,000	消耗品費、役務費、活動費、その他管理運営費等
合計		20,080,000	50,500,000	※千円未満切り上げ
3年間合計		70,580,000		

長期休業期間のみの学級

	項目	令和6年度 (7月から開設)	令和7・8年度	説明
		金額(円)	金額(円)	
人件費	支援員・補助員人件費	3,140,000	9,440,000	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の定めるところにより、支援の単位が2の本施設では4人以上の配置が必要。 土曜日は支援の単位が1(2人配置)を想定。 令和6年度は平日、土曜日ともに支援の単位を1とする。 長期休業中等で午前中から開所する日は、職員の交代に伴う引継ぎ 都道府県知事、指定都市市長が実施する研修を修了した放課後児童クラブ支援員に対して支給する 放課後児童クラブに勤務する者(事務員等含む)で、就業規則等で定めた常勤1か月あたりの勤務に対し、補助単価を乗じたもので計算 職員の有給休暇等の際の代替職員人件費 障がい児受入れにあたって、必要に応じ職員を追加配置。 2人の受け入れを想定。
	時間外人件費			
	引継ぎ加算			
	賃金改善手当			
	処遇改善手当			
	代替職員賃金			
	障がい児受入人件費			
	社会保険料等			
運営費	光熱水費	0	0	通年学級に計上
	事務・事業費	1,200,000	2,500,000	消耗品費、役務費、活動費、その他管理運営費等
合計		4,340,000	11,940,000	※千円未満切り上げ
3年間合計		16,280,000		

※1年度あたりの積算内容は、想定される最大値で見込んでいるため、実施する年度の年間開設日数(時間)、受け入れ児童数、配置支援員数の変動により、当該年度の委託料が上記限度額に満たない可能性があります。
 また、障がい児受入人件費については、他の支出項目に充てることはできません。